

事務局 長
教務部 長
学生部 長
図書館 長 殿
医学教育部 長
病院 長
防衛医学研究センター

防衛医科大学校長

(公印省略)

契約審査会の設置について (通達)

改正 昭和62年 3月24日
平成元年 5月31日
平成 7年 3月31日
平成 8年10月 1日
平成24年 2月29日
平成26年 3月31日
平成28年 3月31日
平成29年 3月30日
平成30年 2月 5日
令和3年 3月30日
令和5年 6月30日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

(目的)

- 1 防衛医科大学校における、次の各号に掲げる調達について、支出負担行為担当官が行う契約の適正化を図るため契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。
 - (1) 調達要求金額が250万円を超える工事又は製造をさせるとき。
 - (2) 調達要求金額が160万円を超える財産を買い入れるとき。
 - (3) 調達要求金額が80万円を超える物件を借り入れるとき。
 - (4) 調達要求金額が100万円を超える前3号以外の契約をするとき。
 - (5) 単価契約による調達予定金額が160万円を超える財産を買い入れるとき。

(6) その他会長が必要と認めたとき。

(構成)

2 審査会における会長及び委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 会長 総務部長

委員 総務課長

主計課長

経理課長

医学教育研修センター事務長

病院企画調整官

学生課長

その他会長が指名する者

(2) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を行う。

(審査会の開催日)

3 審査会は、会長が必要と認めた都度、開催することができる。

(審査会の運営)

4 審査会の運営は、次のとおりとする。

(1) 会長は、審査会を主宰する。

(2) 審査会は、委員全員の出席をもって審査をするものとする。ただし、委員が欠けたとき、又はやむを得ず出席できないときは、その代理者を出席させなければならない。

(3) 審査会の決定は、原則として当該諮問案件の審査に参加した委員の全会一致によるものとし、可否が分かれた場合は、会長の裁決による。

但し、諮問案件の説明員に該当する委員は当該諮問案件の審査には参加しないものとする。

(審査項目等)

5 審査会における審査は、次の各号に掲げる項目に関し行う。

(1) 指名競争契約又は随意契約の方式の採用の適否及び選定しようとする相手方並びに選定の理由に関すること。

(2) 一般競争入札方式における総合評価方式の適用、評価項目、評価基準、評価要領等に関すること。

(3) 談合関係情報の信ぴょう性に関すること。

(4) 入札経緯の事後的検証に関すること。

(5) その他会長が必要と認めた項目。

(緊急随意契約の審査)

6 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に規定する緊急の必要により競争に付すことができないことを理由として随意契約により処置せざるを得ない案件で、かつ、審査会を開催する暇がないと認められるときには、当該案件は前

項第1号の審査を経て承認を得たものとみなす。

(審査結果)

- 7 会長は、審査結果を取りまとめ、第5項第1号に関する審査は別紙様式第1、同項第2号に関する審査は別紙様式第2、同項第3号及び第4号に関する審査は別紙様式第3に所要の記載及び押印をするものとする。

(審査の省略)

- 8 契約の方式及び契約の相手方並びに選定の理由が、同一年度内において、既に、審査されたものと同じの場合は、審査を省略することができる。

(説明員)

- 9 説明員は次のとおりとし、説明員は審査会に出席しなければならない。

- (1) 物品調達荷を作成した職員が所属する課等の長（事務局の課長、医学教育研修センターの事務長、学生部の課長、図書館事務長、医学教育部の講座の長、同部看護学科長、病院企画調整官、病院運営課長、防衛医学研究センター事務長、動物実験施設長及び共同利用研究施設長をいう。以下同じ。）又は課等の長の指名する者
(2) 諮問案件に係る経理課職員（経理課長を除く。）

(報告)

- 10 会長は、審査会における審査結果を別紙様式第4により支出負担行為担当官に報告するものとする。

(庶務)

- 11 審査会の庶務は、事務局総務部経理課が行う。

(委任規定)

- 12 本通達に定めるもののほか、審査会の運営に必要な細部事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この通達は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成24年2月29日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成30年2月13日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。

別紙様式第1

契 約 審 査 会 審 査 事 項

第 年 月 日 号

1 物品調達同等記載事項

調達要求番号	品 (件) 名	数 量	納 期	納入場所

2 契約方式 指名 ・ 随契

3 適用条項 会計法第29条の3第 項

4 仕様内容

5 選定しようとする相手方

相 手 方 名

6 選定理由

7 契約の種類 工事 ・ 製造 ・ 売買 ・ 役務

8 その他

審査結果

年 月 日

承 認 不承認

理由等

契約審査会長 氏 名

別紙様式第2

契 約 審 査 会 審 査 事 項

第 号
年 月 日

1 物品調達伺記載事項

調達要求番号	品 (件) 名	数 量	納 期	納入場所

2 契約方式 一般競争 (総合評価方式)

3 総合評価を実施する理由

4 評価項目及び評価基準

5 提出された提案書の評価要領等

6 プレゼンテーションの要否

7 その他

審査結果

年 月 日

承 認 不承認

理由等

契約審査会長 氏 名

別紙様式第3

契 約 審 査 会 審 査 事 項

第 年 月 日 号

1 物品調達伺記載事項

調達要求番号	品 (件) 名	数 量	納 期	納入場所

2 入札年月日 (予定) 年 月 日

3 契約方式 一般競争 ・ 指名競争

4 適用条項 会計法第29条の3第 項

5 契約の種類 工事 ・ 製造 ・ 売買 ・ 役務

6 仕様内容

7 談合関係情報又は入札経緯の事後的検証案件

8 その他

審査結果

年 月 日

契約審査会長 氏 名

別紙様式第4

年 月 日

支出負担行為担当官 殿

契 約 審 査 会 長

第 回契約審査会の審査結果について（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

1 審査案件

調達要求番号	科 目	件 名	予算額	要 求 元

2 契約審査会審査結果事項・審査結果

別添第 号～第 号のとおり